

下水道用機械・電気設備工事 一般仕様書

令和8年4月

千葉県県土整備部都市整備局下水道課

目 次

第1章 総 則

第1節 共通事項

第101条 適 用	1
第102条 用語の定義	1
第103条 設計図書の照査等	4
第104条 工程表の提出	5
第105条 施工計画書	5
第106条 機器製作計画書	6
第107条 製作図、施工設計図書等	6
第108条 コリンズ（CORINS）への登録	7
第109条 監督職員	7
第110条 工事監督支援業務の担当技術者	8
第111条 工事用地等の使用	8
第112条 工事の着手	9
第113条 工事の下請負	9
第114条 施工体制台帳	9
第115条 受注者相互の協力	10
第116条 調査・試験に対する協力	10
第117条 工事の一時中止	11
第118条 設計図書の変更	12
第119条 工期変更.....	12
第120条 支給材料及び貸与品	12
第121条 工事現場発生品	13
第122条 建設副産物	13
第123条 工事材料の品質	15
第124条 監督職員による確認、立会等	17
第125条 工事完成検査	18
第126条 出来形検査等	18
第127条 中間検査	19
第128条 部分使用	19
第129条 施工管理	19
第130条 履行報告	21
第131条 週休二日の対応	21

第 1 3 2 条	工事関係者に対する措置請求	21
第 1 3 3 条	工事中の安全確保	21
第 1 3 4 条	爆発及び火災の防止	24
第 1 3 5 条	後片付け	25
第 1 3 6 条	事故報告書	25
第 1 3 7 条	環境対策	25
第 1 3 8 条	文化財の保護	27
第 1 3 9 条	交通安全管理	27
第 1 4 0 条	施設管理	29
第 1 4 1 条	諸法令の遵守	30
第 1 4 2 条	官公庁等への手続き等	32
第 1 4 3 条	施工時期及び施工時間の変更	33
第 1 4 4 条	現地調査	33
第 1 4 5 条	提出書類	33
第 1 4 6 条	創意工夫	33
第 1 4 7 条	不可抗力による損害	33
第 1 4 8 条	特許権等	34
第 1 4 9 条	保険の付保及び事故の補償	34
第 1 5 0 条	工事用電力及び用水	35
第 1 5 1 条	他の仕様書等の適用	35
第 1 5 2 条	臨機の措置	36
第 1 5 3 条	石綿使用の有無	36
第 1 5 4 条	公共工事等における新技術活用の促進	36
第 1 5 5 条	火災保険等	36
第 1 5 6 条	県内企業の活用等	36
第 1 5 7 条	ワンデーレスポンス	37

第 2 章 製作・施工

第 1 節 塗 装

第 2 0 1 条	一般事項	38
第 2 0 2 条	塗装仕様	39
付表— 1		43
付表— 2		44

第1章 総 則

第1節 共通事項

(適用)

第101条 下水道用機械・電気設備工事一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）

は、千葉県県土整備部が発注する流域下水道事業の機械・電気設備工事（以下「工事」という。）に係る建設工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2 受注者は、一般仕様書の適用に当たっては、「千葉県請負工事監督検査事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検出来形検査等）にあたっては、地方自治法及び千葉県流域下水道事業財務規則の運用に基づくものであることを認識しなければならない。

3 契約図面及び特記仕様書に記載された事項は、この一般仕様書に優先する。

4 特記仕様書、契約図面の間に相違がある場合、又は契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

5 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は()内を非S I 単位とする。

6 設計図書とは、仕様書、契約図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

(用語の定義)

第102条 この一般仕様書で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。受注者には主として主任監督員及び監督員が対応する。

2 この一般仕様書で規定されている総括監督員とは、「事務処理要領」に定める監督総括業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当者等（千葉県流域下水道事業財務規則に規定する契約担当者を含む。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。

3 この一般仕様書で規定されている主任監督員とは、「事務処理要領」に定める現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認す

ることを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行う者をいう。また、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

- 4 この一般仕様書で規定されている監督員とは、「事務処理要領」に定める一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、工事材料試験の実施（重要なものを除く。）を行う者をいう。また、監督員は段階確認を行う。なお、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
- 5 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
- 6 設計図書とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 7 仕様書とは、各工事に共通する一般仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
- 8 特記仕様書とは、一般仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
- 9 一般仕様書とは、設備工事の品質、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定められた内容を盛り込み作成したものをいう。
- 10 契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。
- 11 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して、発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
- 12 質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。
- 13 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。
- 14 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 15 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。
- 16 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 17 提出とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書

面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

- 1 8 提示とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- 1 9 報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
- 2 0 通知とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- 2 1 連絡とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第19条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- 2 2 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
- 2 3 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。
- 2 4 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。
- 2 5 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。
なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」（平成30年3月30日付け技第661号）に基づき実施しなければならない。
- 2 6 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
- 2 7 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。
- 2 8 契約関係書類とは、契約書第10条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ提出される書類をいう。
- 2 9 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。
- 3 0 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。
- 3 1 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類及び工事完成図書をいう。
- 3 2 確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査監又は受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 3 3 立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 3 4 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員等が臨場等によ

り、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

- 35 中間検査とは、千葉県建設工事検査要綱に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。
- 36 工事検査とは、検査監が契約書第32条、第38条又は第39条に基づいて給付の完了の確認及び千葉県建設工事検査要綱に基づく検査を行うことをいう。
- 37 検査監とは、千葉県組織規程第17条（本庁の職制）第8項及び第143条（出先機関の職制）第11項に規定する検査監をいう。
- 38 同等以上の品質とは、仕様書で指定する品質又は仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
- 39 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- 40 工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
- 41 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
- 42 準備期間とは、工事開始日から本体工事又は仮設工事の着手までの期間をいう。
- 43 工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
- 44 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
- 45 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
- 46 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。
- 47 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
- 48 S I とは、国際単位系をいう。
- 49 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
- 50 J I S 規格とは、日本産業規格をいう。

（設計図書の照査等）

- 第103条 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、基準類等で市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。
- 2 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその

事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第20条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。

- 3 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

(工程表の提出)

第104条 受注者は、契約書第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、工事着手に先立ち実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けなければならない。なお、監督職員が指示した場合は、細部の実施工程表を提出しなければならない。
- 3 受注者は、実施工程表に変更の必要が生じ、その内容が重要な場合は、速やかに変更実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けなければならない。

(施工計画書)

第105条 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。
- 3 受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 実施工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 主要機器
- (5) 主要資材
- (6) 施工方法（主要機械、仮設計画、工事用地等を含む）
- (7) 施工管理計画
- (8) 安全管理
- (9) 緊急時の体制及び対応

- (10) 交通管理
 - (11) 環境対策
 - (12) 現場作業環境の整備
 - (13) 官公庁等への届出等の一覧
 - (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
 - (15) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）
 - (16) その他
- 4 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
- 5 受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

（機器製作計画書）

第106条 受注者は、機器等を設計・製作するに当たり、その設計内容を十分理解した上で、設計図書が要求する品質を保証する機器製作計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、機器製作計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は、簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 品質管理方針
- (3) 品質管理組織図及び各部門の機能分担と責任権限の範囲
- (4) 機器等製作組織表
- (5) 実施工程表（ネットワーク工程）
- (6) 機器製作図の作成要領
- (7) 設計管理
- (8) 購入機器管理
- (9) 品質管理（工程管理、設計管理、購入機器管理、検査・試験、検査・測定及び試験装置の管理、品質管理記録の作成・保管）
- (10) 機器承諾図作成チェックシート

（製作図、施工設計図書等）

第107条 受注者は、機器設計製作図、機器設計製作仕様書、施工設計図書、見本等について、施工に先立ち監督職員に提出して承諾を受けなければならない。

(コリンズ (CORINS) への登録)

第108条 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム (CORINS) (以下「コリンズ」という。) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上 (単価契約の場合は契約総額) の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間 (土曜日、日曜日、祝日等を除く) に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

(監督職員)

第109条 当該工事における監督職員の権限は、契約書第10条第2項に規定した事項である。

2 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

3 低入札価格調査制度調査対象工事は次の各号に掲げる監督体制の強化を図るものとする。

(1) 県発注工事の指導、監督に関する事務を所掌する課長 (千葉県組織規程 (令和3年12月28日千葉県規則第98号) 第8条に規定する本庁の課 (室) の長又は出先機関の長 (千葉県組織規程第3章に規定する出先機関の長をいう。以下指導監督機関の長という。)) は受注者に対して、千葉県建設工事適正化指導要綱第11条第1項の規定並びに建設工事請負契約約款第7条第1項の規定により、施工体制台帳の提出を求めるものとする。施工体制台帳の提出に際しては、必要に応じて受注者からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 指導監督機関の長は、一般仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して

必要があると認めるときは、受注者から、その内容についてヒアリングを行うものとする。

- (3) 監督職員は、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を受注者から聴取するものとする。
- (4) 監督職員は、設計図書に定められた段階確認において机上とすることは出来ない。必ず臨場するものとし自ら写真を撮ること。

また、確認した箇所に係る監督職員が押印した書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。

(工事監督支援業務の担当技術者)

第110条 受注者は、設計図書で発注者が委託した工事監督支援業務の担当技術者（以下「担当技術者」という。）の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、委託先及び担当技術者については、監督職員から通知するものとする。

- (1) 受注者は、担当技術者が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- (2) 担当技術者は、契約書第10条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示又は通知等を担当技術者を通じて行うことがある。また、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、担当技術者を通じて行うことができる。

(工事用地等の使用)

第111条 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

- 2 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び機器組立て作業用地等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の借地等をいう。
- 3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
- 4 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に

発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。

- 5 発注者は、第1項に規定した工事用地等について、受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
- 6 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

(工事の着手)

第112条 受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合にはその期日までに工事着手しなければならない。

(工事の下請負)

第113条 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負人が千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録された者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

(施工体制台帳)

第114条 受注者は、その一部を下請負に付したときは、千葉県建設工事適正化指導要綱に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

- 2 第1項の受注者は、千葉県建設工事適正化指導要綱に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。
- 3 第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負人を含む。）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに

規定する者をいう。)

- 4 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

図 1

監理（主任）技術者、監理技術者補佐 ※	
写真 2 cm×3 cm 程度	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○設備工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社名 株式会社◇◇◇印

〔注〕用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

〔注〕所属会社の社印とする。

〔注〕工事名、工期は県が発注したものとする。

〔注〕※は該当するもののみを記載すること。

（受注者相互の協力）

- 第 1 1 5 条 受注者は、契約書第2条の規定に基づき、隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

（調査・試験に対する協力）

- 第 1 1 6 条 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

- 2 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- （1）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- （2）調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- （3）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると

もに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。

- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- 3 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 4 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 5 受注者は、当該工事が建設工事等契約事務取扱実施規程第12条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。
- (1) 受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- (2) 第105条に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。
- また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

(工事の一時中止)

- 第117条 発注者は、契約書第21条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第151条（臨機の措置）の規定により、受注者は、適切に対応しなければならない。
- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督

職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。

- 3 前1項および2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

(設計図書の変更)

第118条 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

(工期変更)

第119条 契約書第16条第7項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

- 2 受注者は、契約書第19条第5項及び第20条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、契約書第21条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
- 4 受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
- 5 受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第120条 受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第16条第8項の規定に基づき善良な

管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- 3 受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を、監督職員に提出しなければならない。
- 4 契約書第16条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
- 5 受注者は、契約書第16条第9項「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
- 6 受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
- 7 受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。
- 8 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

（工事現場発生品）

- 第121条 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、前項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
 - 3 受注者は、前各項以外の現場発生品を自らの責任と費用で処分しなければならない。

（建設副産物）

- 第122条 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、建設発生土及び建設廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等）等の建設副産物の取扱いに当たっては、「建設リサイクル推進計画2020」（国土交通省）、「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」「建設発生土管理基準」に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資材の利用を図らなければならない。

3 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」等を遵守しなければならない。

4 受注者は、「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、建設資材の利用又は建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず、請負金額100万円以上の工事について、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出しなければならない。また、最終請負金額が100万円以上の工事について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、各1部提出すると共に、これらの記録を工事完成後5年間保存しておかなければならない。

なお、各書類は、特記仕様書等により、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を利用し適正に登録・作成しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

5 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（以下、「法」という。）」に基づく対象建設工事を請け負う場合は、事前説明（法第12条）、請負契約書への記載（法第13条）、分別解体等及び再資源化等の実施（法第9条及び第16条）、完了報告（法第18条）等により、分別解体等及び再資源化等を実施しなければならない。

6 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

7 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

8 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

9 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

10 受注者は、建設発生土が再生資源促進計画に記載した搬出先（以下の（1）～

(4)を除く)から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに当該搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面を作成し、保存すること。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
- (2) 他の建設現場で利用する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたStockヤード
- (4) 土砂処分場(盛土利用等し再搬出しないもの)

(工事材料の品質)

第123条 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査監の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等(以下「JISマーク表示品」という)については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

2 契約書第14条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。

3 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS又は設計図書に定める方法により試験を実施し、その結果を監督職員に提出しなければならない。なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。

4 受注者は、設計図書において監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。
なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。

5 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。

6 受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。なお、表1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

表 1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区分／細別		品 目	対応JIS規格 (参考)
Ⅰ セメント		ポルトランドセメント	JIS R 5210
		高炉セメント	JIS R 5211
		シリカセメント	JIS R 5212
		フライアッシュセメント	JIS R 5213
Ⅱ 鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
		配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525
	6 プレストレスト コンクリート用 鋼材	P C 鋼線及びP C 鋼より線	JIS G 3536
		P C 鋼棒	JIS G 3109
		ピアノ線材	JIS G 3502
		硬鋼線材	JIS G 3506
	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532
		溶接金網	JIS G 3551
		ひし形金網	JIS G 3552
	8 鋼製ぐい 及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525
		H形鋼ぐい	JIS A 5526
		熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528
		鋼管矢板	JIS A 5530
	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		六角ボルト	JIS B 1180
		六角ナット	JIS B 1181
		摩擦接合用高力六角ボルト、 六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186

Ⅲ 瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路 規定規格
	石油アスファルト乳剤	JIS K 2208
Ⅳ 割ぐり石及び骨材	割ぐり石	JIS A 5006
	道路用碎石	JIS A 5001
	アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001
	フィラー（舗装用石炭石粉）	JIS A 5008
	コンクリート用碎石及び砕砂	JIS A 5005
	コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011
	道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015

（監督職員による確認、立会等）

第124条 受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を監督職員に提出しなければならない。

2 監督職員は、必要に応じ、工事現場又は製作工場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3 受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。

なお、監督職員が製作工場において確認を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4 監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

5 受注者は、契約書第10条第2項第3号、第14条第2項又は第15条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第18条及32条に規定する義務を免れないものとする。

6 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

（1）受注者は、設計図書に定められた工種及び監督職員の指示した工程の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。

（2）受注者は、事前に段階確認に係る報告（工程、予定時期、確認する事項等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

（3）受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時まで監督職員へ提出しなければならない。

（4）受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7 監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができ

る。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

（工事完成検査）

第125条 受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。

2 受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件を全て満たさなくてはならない。

（1）設計図書（追加、変更指示も含む。）に示される全ての工事が完成していること。

（2）契約書第18条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。

（3）設計図書により義務付けられた工事記録写真、検査試験成績書、施工図及び施工管理記録等の資料の整備が全て完了していること。

（4）契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3 発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

4 検査監は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1）工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

（2）工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

（3）週休二日の履行状況

5 検査監は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。

6 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。

7 受注者は、当該工事完成検査については、前条第3項の規定を準用する。

8 受注者は、あらかじめ社内検査を行い、監督職員に状況を報告する。

（出来形検査等）

第126条 受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合又は契約書第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。

2 受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

3 検査監は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に

関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- (3) 週休二日の履行状況
- 4 受注者は、検査監の指示による修補については、前条第5項の規定に従うものとする。
- 5 受注者は、当該出来形検査については、第125条の規定を準用する。
- 6 発注者は、出来形検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 7 受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

(中間検査)

- 第127条 受注者は、設計図書において中間検査対象工事と定められた工事については、千葉県建設工事検査要綱に基づく、中間検査を受けなければならない。
- 2 中間検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。
 - 3 中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を監督職員を通じて事前に通知するものとする。
 - 4 検査監は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
 - 5 受注者は、当該検査については、第125条の規定を準用する。

(部分使用)

- 第128条 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。
- 2 受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に関わる部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む。）の後に中間検査を受けるものとする。

(施工管理)

- 第129条 受注者は、工事の施工に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

- 2 監督職員は、以下の各号に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。
- (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合
- 3 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板（大きさは、縦140cm×横110cmを標準とする。）を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。
- 4 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
- 5 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、又は影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
- 6 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
- 7 受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。
- 8 受注者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。
- 9 受注者は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するにあたり、情報共有システムを活用するときは、「千葉県県土整備部情報共有システム実施要領」に基づくこととする。なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の国土交通省「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」の必須機能を満たすものとし、システムのサービス提供事業者との契約は受

注者が行うものとする。

- 10 受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

（履行報告）

- 第130条 受注者は、契約書第12条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。

（週休二日の対応）

- 第131条 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。

（工事関係者に対する措置請求）

- 第132条 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

（工事中の安全確保）

- 第133条 受注者は、最新の「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達）、「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針」（（社）日本埋立浚渫協会）、「潜水作業安全施工指針」（（社）日本潜水協会）及び「作業船団安全運航指針」（（社）日本海上起重技術協会）、「JIS A 8972」（斜面・法面工事に用いられる仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

（参考）墜落防止の措置（土木工事安全施工技術指針、第2章安全措置一般から抜粋）

I 足場通路等からの墜落防止措置

- （1）高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、足場を組み立てる等の方法により安全

な作業床を設け、手摺には必要に応じて中さん、幅木を取り付けること。

- (2) 作業床、囲い等の設置が著しく困難なとき、又は作業の必要上から臨時に囲い等を取り外すときは、防護網を張り、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じること。
- (3) 高さ2m以上の作業床設置が困難な箇所、フルハーネス型の墜落制止用器具を用いて行う作業は、特別教育を受けたものを行うこと。
- (4) 足場及び鉄骨の組立、解体時には、要求性能墜落制止用器具が容易に使用出来るよう親綱等の設備を設けること。
- (5) 足場等の作業床は、日常作業開始前及び必要に応じ点検し保守管理に努めること。
この際に、工事の進捗、現場条件等により変化していく工事現場においては、日々、該当する場所、作業の種類等に応じて適切な方法を取り、安全確保を図ること。
- (6) 通路の主要な箇所には、安全通路であることを示す表示をすること。
- (7) 坑内あるいは夜間作業を行う場合には、通路に正常の通行を妨げない範囲内で必要な採光又は照明設備を設けること。
- (8) 通路面は、つまずき、滑り、踏み抜き等の危険がない状態に保持すること。

II 作業床端、開口部からの墜落防止措置

- (1) 作業床の端、開口部等には、必要な強度の囲い、手摺、覆い等を設置すること。
- (2) 囲い等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときは、安全確保のため防網を張り、要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じること。
- (3) 床上の開口部の覆い上には、原則として材料等を置かないこととし、その旨を表示すること。
- (4) 棚、覆い等をやむを得ず取り外して作業をする場合には、当該場所への関係作業員以外の立入を禁止する標識を設置し、監視員を配置すること。また、取り外した囲い等は、作業終了後直ちに復旧すること。

III 作業員に対する措置

- (1) 新規に入場した作業員に対しては、当該現場の墜落危険箇所及び墜落のおそれのある作業について、事前に安全教育を実施すること。
- (2) 墜落防護工の無断取りはずしの禁止について教育し、監督指導すること。
- (3) 要求性能墜落制止用器具等保護具の保管管理について指導すること。
- (4) 高所作業に従事する作業員については、年齢、体力等に配慮し、特に健康状態を確認して配置すること。

- 2 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省 告示第469号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
- 3 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

- 4 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。
- 5 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- 6 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現場調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。
- 7 受注者は、豪雨、出水、土石流その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
- 8 受注者は、稼働中の施設内工事である場合は、安全確保・事故防止対策を講じるとともに、以下のことを実施しなければならない。
 - (1) 酸欠等のおそれのある既設人孔その他の地下構造物等に入入りする場合、有毒ガス、酸素欠乏空気等の有無を事前に調査し、退避計画の作成を行うこと。
 - (2) 焼却炉、炭化炉又は薬品やガス使用施設等に隣接する場合、当該施設を事前に調査し、運転中の事故に備えた退避計画の作成を行うこと。
- 9 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
- 10 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
- 11 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。
- 12 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 13 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、

施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。

- 1 4 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。
- 1 5 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
- 1 6 受注者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- 1 7 監督職員が、「労働安全衛生法」（令和元年6月改正 法律第37号。以下「労安法」という。）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
- 1 8 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労安法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- 1 9 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。
- 2 0 受注者は、工事施工箇所地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。
- 2 1 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。
- 2 2 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。
- 2 3 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。

（爆発及び火災の防止）

第134条 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。

- （1）受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に

従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。

- (2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

2 受注者は、火気の使用については、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所、日時及び消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

(後片付け)

第135条 受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

(事故報告書)

第136条 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡する。

また、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事務の場合、監督職員が指示する期日までに、工事事務報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、工事事務に関する情報を登録する。

(環境対策)

第137条 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対して

は、誠意をもってその対応に当たり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。

- 3 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、工事の施工に当たり表2に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改正法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表2

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の安全基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	
---	--

- 5 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

- 6 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

- 7 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年 5月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。）」第10条の規定により定めた「千葉県環境配慮物品調達方針」の対象物品の使用を推進するものとする。

- 8 受注者は、不正軽油撲滅に向けて以下の各号に取り組まなければならない。

- （1）工事で使用する軽油については、J I S規格軽油を使用すること。
- （2）県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督職員の指示により協力しなければならない。

（文化財の保護）

第138条 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。

- 2 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

（交通安全管理）

第139条 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、

特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。

- 2 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
- 3 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、運転手の休憩時間を含めたその他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
- 4 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送を伴う工事は、事前に関係機関と協議の上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。受注者は、ディーゼルダンプトラックを使用する場合、環境への負荷の低減を図るため「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」を遵守すること。
- 5 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- 6 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合わせ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 7 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
- 8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- 9 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門又は水路に関するその他の構造物と読み替え、「車両」は船舶と読み替えるものとする。
- 10 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、「車両制限令」（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」（令和5年3月改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときには、「道路交通法」（令和5年5月改正 法律第19号）第57条に基づく許可を得て

いることを確認しなければならない。ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1 1 ダンプトラックの過積載による違法運行の防止等については、以下の各号のとおりとする。

- (1) 受注者は、さし枠を装着し、あるいは物品積載装置を不正に改造して過積載による違法運行を行う車両を、工事現場に立ち入らせないようにするものとする。
- (2) 受注者は、ダンプトラックを使用する工事施工に当たっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）の目的に鑑み、特別措置法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体への加入者の使用を促進するよう配慮するものとする。
- (3) 受注者は、下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量 総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）
軸 重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t （隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合は19 t）、 1.8m以上の場合は20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

（施設管理）

第140条 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できるものとする。なお、当該協議事項は、契約書第10条の規定に基づき処理されるものとする。

(諸法令の遵守)

第141条 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| (1) 会計法 | (令和元年5月改正 法律第16号) |
| (2) 建設業法 | (令和3年5月改正 法律第48号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法 | (平成21年6月改正 法律第51号) |
| (4) 労働基準法 | (令和2年7月改正 法律第14号) |
| (5) 労働安全衛生法 | (令和元年6月改正 法律第37号) |
| (6) 作業環境測定法 | (令和元年6月改正 法律第37号) |
| (7) じん肺法 | (平成30年7月改正 法律第71号) |
| (8) 雇用保険法 | (令和4年3月改正 法律第12号) |
| (9) 労働者災害補償保険法 | (令和2年6月改正 法律第40号) |
| (10) 健康保険法 | (令和5年5月改正 法律第31号) |
| (11) 中小企業退職金共済法 | (令和2年6月改正 法律第40号) |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (令和4年3月改正 法律第12号) |
| (13) 出入国管理及び難民認定法 | (令和4年12月改正 法律第97号) |
| (14) 道路法 | (令和3年3月改正 法律第9号) |
| (15) 道路交通法 | (令和5年5月改正 法律第19号) |
| (16) 道路運送法 | (令和5年4月改正 法律第18号) |
| (17) 道路運送車両法 | (令和4年3月改正 法律第4号) |
| (18) 砂防法 | (平成25年11月改正 法律第76号) |
| (19) 地すべり等防止法 | (平成29年6月改正 法律第45号) |
| (20) 河川法 | (令和3年5月改正 法律第31号) |
| (21) 海岸法 | (平成30年12月改正 法律第95号) |
| (22) 港湾法 | (令和4年11月改正 法律第87号) |
| (23) 港則法 | (令和3年6月改正 法律第53号) |
| (24) 漁港漁場整備法 | (平成30年12月改正 法律第95号) |
| (25) 下水道法 | (令和4年5月改正 法律第44号) |
| (26) 航空法 | (令和4年6月改正 法律第62号) |
| (27) 公有水面埋立法 | (平成26年6月改正 法律第51号) |
| (28) 軌道法 | (令和2年6月改正 法律第41号) |
| (29) 森林法 | (令和2年6月改正 法律第41号) |
| (30) 環境基本法 | (令和3年5月改正 法律第36号) |
| (31) 火薬類取締法 | (令和元年6月改正 法律第37号) |
| (32) 大気汚染防止法 | (令和2年6月改正 法律第39号) |

(33) 騒音規制法	(平成26年6月改正 法律第72号)
(34) 水質汚濁防止法	(平成29年6月改正 法律第45号)
(35) 湖沼水質保全特別措置法	(平成26年6月改正 法律第72号)
(36) 振動規制法	(平成26年6月改正 法律第72号)
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和元年6月改正 法律第37号)
(38) 文化財保護法	(令和3年4月改正 法律第22号)
(39) 砂利採取法	(平成27年6月改正 法律第50号)
(40) 電気事業法	(令和5年6月改正 法律第44号)
(41) 消防法	(令和5年6月改正 法律第58号)
(42) 測量法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(43) 建築基準法	(令和5年6月改正 法律第58号)
(44) 都市公園法	(平成29年5月改正 法律第26号)
(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成26年6月改正 法律第55号)
(46) 土壌汚染対策法	(平成29年6月改正 法律第45号)
(47) 駐車場法	(平成29年5月改正 法律第26号)
(48) 海上交通安全法	(令和3年6月改正 法律第53号)
(49) 海上衝突予防法	(平成15年6月改正 法律第63号)
(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(令和3年5月改正 法律第43号)
(51) 船員法	(令和3年6月改正 法律第75号)
(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法	(平成30年6月改正 法律第59号)
(53) 船舶安全法	(令和3年5月改正 法律第43号)
(54) 自然環境保全法	(平成31年4月改正 法律第20号)
(55) 自然公園法	(令和3年5月改正 法律第29号)
(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和3年5月改正 法律第37号)
(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(令和3年5月改正 法律第37号)
(58) 河川法施行法抄	(平成11年12月改正 法律第160号)
(59) 技術士法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(60) 漁業法	(令和3年5月改正 法律第47号)
(61) 空港法	(令和4年6月改正 法律第62号)
(62) 計量法	(平成26年6月改正 法律第69号)
(63) 厚生年金保険法	(令和5年6月改正 法律第3号)
(64) 航路標識法	(令和3年3月改正 法律第53号)
(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(令和4年5月改正 法律第46号)
(66) 最低賃金法	(平成24年4月改正 法律第27号)

- (67) 職業安定法 (令和4年3月改正 法律第12号)
- (68) 所得税法 (令和5年6月改正 法律第44号)
- (69) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)
- (70) 船員保険法 (令和5年5月改正 法律第31号)
- (71) 著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号)
- (72) 電波法 (令和4年12月改正 法律第93号)
- (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
(令和4年4月改正 法律第32号)
- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号)
- (75) 農薬取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)
- (76) 毒物及び劇物取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)
- (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号)
- (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号)
- (79) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和5年11月改正 法律第79号)
- (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(令和5年6月改正 法律第58号)

- 2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
- 3 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(官公庁等への手続き等)

- 第142条 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2 受注者は、工事施工に当たり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。
 - 3 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
 - 4 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。
 - 5 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

- 6 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 7 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
- 8 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

（施工時期及び施工時間の変更）

- 第143条 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
- 2 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うに当たっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

（現地調査）

- 第144条 受注者は、現地の状況、関連工事その他についての綿密な調査、測量等を実施し、十分状況等を把握しなければならない。

（提出書類）

- 第145条 受注者は、提出書類を「提出書類一覧表」（付表－1）及び別に定める「下水道用機械・電気設備工事提出書類様式集」に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。
- 2 契約書第10条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に関わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に関わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

（創意工夫）

- 第146条 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として特に評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出することができる。

（不可抗力による損害）

- 第147条 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を

通じて発注者に通知しなければならない。

2 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。

(1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(2) 降雨に起因する場合以下のいずれかに該当する場合とする。

①24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上

②1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上

③連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上

④その他設計図書で定めた基準

(3) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合

(4) 河川沿いの施設にあっては、河川のはん濫注意水位以上又はそれに準ずる出水により発生した場合

(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

(特許権等)

第148条 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第9条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。

2 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

3 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が「著作権法」（令和3年6月改正 法律第52号 第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

(保険の付保及び事故の補償)

第149条 受注者は、「雇用保険法」、「労働者災害補償保険法」、「健康保険法」及び「厚生年金保険法」の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者

とするこれらの保険に加入しなければならない。

- 2 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。
- 3 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 4 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1か月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。

（工事用電力及び用水）

第150条 受注者は、工事及び検査に必要な電力、用水及びこれに要する仮設材料については、設計図書の定め又は監督職員の指示がある場合を除き、受注者の責任において処理しなければならない。

- 2 受注者は、仮設物については、設計図書の定め又は監督職員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。

（他の仕様書等の適用）

第151条 この一般仕様書に明示がない事項については、以下の仕様書等の最新版を適用する。

- （1）機械設備工事一般仕様書（地方共同法人 日本下水道事業団）
- （2）電気設備工事一般仕様書（地方共同法人 日本下水道事業団）
- （3）公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- （4）公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- （5）公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- （6）土木工事共通仕様書（千葉県）
- （7）下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人 日本下水道協会）
- （8）建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人 建築研究所）

(臨機の措置)

第152条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。

- 2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

(石綿使用の有無)

第153条 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

(公共工事等における新技術活用の促進)

第154条 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を活用することにより、使用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

(火災保険等)

第155条 受注者は、工事目的物及び工事材料等を火災保険、組立保険その他の保険に付さなければならない。

(県内企業の活用等)

第156条 受注者は、下請業者を使用する場合は、県内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

- 2 受注者は、工事材料及び工事に伴う物品、役務の調達に当たっては、県内に本社を有する者の中から選定するよう努めなければならない。
- 3 受注者は、調達する工事材料は、県内生産品（県内生産品とは、千葉県内の工場又は千葉県内に本社を有する会社で、生産・加工又は製造された建材資材をいう。）とするよう努めなければならない。

(ワンデーレスポンス)

第157条 原則として一般仕様書を適用する全ての工事において実施するものとする。

2 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。

ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

第2章 製作・施工

第1節 塗 装

(一般事項)

第201条 塗装は、設置環境に適合したものを施すこと。

- 2 素地調整は、1種ケレンを原則とする。ただし、鋳鉄管及び配管架台等付帯部分は2種ケレンでもよい。
- 3 1種ケレンを指定した機器は、1種ケレンを施した鋼材を用いてもよい。ただし、この場合は、鋼材のケレン証明書を添付すること。
- 4 機器の工場における塗装方法についてはハケ塗り又はスプレーとする。上記以外は、ハケ塗りを原則とし、ハケ塗りが困難な場所はスプレーを使用してもよい。ただし、スプレーを使用する場合は事前に承諾を得なければならない。ハケ塗りは、たて、よこに交差させて、むら、たれ、流れ、異物の混入、ピンホール、塗り残し等のないようにしなければならない。
- 5 受注者は、塗装要領書（使用塗料及び溶剤の製造会社名、品名、品質、塗装方法等を記載したもの）及び必要に応じて色見本（鋼板に塗装したもの）を提出し、監督職員の承諾を受けた後、塗装に着手すること。
- 6 受注者は、塗装工程毎に色を変えて写真を撮り、工程確認が出来るものを監督職員に提出すること。
- 7 配管設備の塗装の共通仕様は次による。
 - (1) 配管途中の弁は、配管系統に合わせる。
 - (2) 管名、流れ方向矢印及び必要に応じて行き先を管に記入すること。管廊内は約10～15mごとに、配管分岐部、室・管廊等から別室又は屋外へ出る管は、出入箇所、その他監督職員の指示する箇所に記入すること。記入方法は、手書き又はシールとする。シールを使用する場合は、剥がれ、変色等の無いものを選定する。
 - (3) 弁及びゲート類のハンドルの開閉（OPEN←→CLOSE）の鋳出し文字を着色すること。
 - (4) SUS鋼管で仕上げ塗装を要するものは、その前後の配管に合わせること。
- 8 鋳鉄管の塗装の共通仕様は次による。
 - (1) メカニカル直管の内面は、特に規定のない場合、J S W A S G-1の附属書2に規定するエポキシ樹脂粉体塗装又は液状エポキシ樹脂塗装を施すこと。
 - (2) フランジ長管、異形管の内面及び継手内部等で直接下水にふれる部分は、呼び径1,500mmまではJ S W A S G-1に規定するエポキシ樹脂粉体塗装を、呼び径1,600mm以上はJ S W A S G-1に規定する液状エポキシ樹脂塗装を施すこと。
- 9 池・槽内等のコンクリート面に防食措置を施す場合は「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル〔日本下水道事業団〕」による。また、他工事との

取り合い部分で機器・架台等が設置されることにより、躯体への防食塗装が新たに必要となる範囲を確認できた場合は、監督職員と協議を行うこと。

10 電気設備工事においては、「電気設備工事一般仕様書・同標準図 最新版〔日本下水道事業団〕」による。

(塗装仕様)

第202条 各設備の塗装仕様は、特記なき限り表2-1、表2-2、表2-3、

表2-4及び表2-5を標準とするとするが、既設との取り合いのある箇所等については監督職員と協議の上行うこと。

表2-1 機器・架台・鋼管類塗装仕様

適用区分		仕上げ色	機 器	配管架台 点検歩廊	(※1) 鋼 管 類	煙 突 等
水上部 (※2)	屋 内	有	A	A	D	F
	屋 外	有	B	B	D	F
乾湿交番部 水上部腐食性ガス雰囲気内		無	B	B	D	—
耐候耐水薬品		(※3) 有	B	B	D	—
水中部・耐薬品部		無	C	C	(※3) E	—

注) ※1 亜鉛メッキを施したもの。

※2 屋内でも高湿部は屋外に準ずる。

※3 水中部を除く。

表2-2 鋳鉄管塗装仕様

適用区分		仕上げ色	塗装区分
露出配管	屋 内	有	b b
	屋 外	有	c c
	高湿度箇所	有	d d
水中配管		無	d d
埋設用配管		無	e e

表 2－3 塗装基準

記号	工 程	塗 料 名	標準膜厚 (μ m)	塗装間隔
				夏 (30℃) 冬 (5℃)
A	第1層 (下塗)	鉛・クロムフリーさび止めペイント	35	1D～7D、2D～7D 1D～6M、2D～6M 1D～7D、2D～7D
	第2層 (下塗)	鉛・クロムフリーさび止めペイント	35	
	第3層 (中塗)	フタル酸樹脂塗料中塗り	30	
	第4層 (上塗)	フタル酸樹脂塗料上塗り	25	
B	第1層 (下塗)	ジンクリッチペイント (有機)	75	1D～6M 1D～7D、2D～7D 1D～7D、2D～7D
	第2層 (下塗)	エポキシ樹脂塗料 (大気部用)	60	
	第3層 (中塗)	ポリウレタン樹脂塗料中塗り	30	
	第4層 (上塗)	ポリウレタン樹脂塗料上塗り	25	
C	第1層 (下塗)	ジンクリッチペイント (有機)	75	1D～6M 1D～7D、2D～7D 1D～7D、2D～7D
	第2層 (下塗)	エポキシ樹脂塗料 (水中部用)	100	
	第3層 (中塗)	エポキシ樹脂塗料 (水中部用)	100	
	第4層 (上塗)	エポキシ樹脂塗料 (水中部用)	100	
D	素地調整	第3種ケレン		1D～7D、2D～7D 1D～7D、2D～7D
	第1層 (下塗)	亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料	50	
	第2層 (中塗)	ポリウレタン樹脂塗料中塗り	30	
	第3層 (上塗)	ポリウレタン樹脂塗料上塗り	25	
E	素地調整	第3種ケレン		1D～7D、2D～7D 1D～7D、2D～7D
	第1層 (下塗)	亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料	50	
	第2層 (中塗)	エポキシ樹脂塗料中塗り	30	
	第3層 (上塗)	エポキシ樹脂塗料上塗り	25	
F	第1層 (下塗)	ジンクリッチペイント (無機)	50	2D～6M 1D～7D
	第2層 (中塗)	変性シリコン樹脂耐熱用シルバー	15	
	第3層 (上塗)	変性シリコン樹脂耐熱用シルバー	15	

D：日、M：月

- 注1 塗装間隔は記入した時間の範囲で塗り重ねる。
- 注2 エポキシ樹脂塗料は5℃以上で塗装する。
- 注3 水中部のエポキシ樹脂塗料には、水道用液状エポキシ樹脂塗料(JWWA K135)を使用してもよい。
- 注4 塗料は鉛・クロムフリータイプを使用すること。なお、上塗りが黄・オレンジ系の色相の有機顔料は従来の鉛・クロムを含む着色顔料と比べ、隠ぺい性が劣る(仕上げ色の色合いが変わる)ので注意する。
- 注5 塗料は塗料名に対応するJIS規格品又は塗料メーカーの社内規定に基づくJIS規格相当品とする。
- 注6 制水弁設備及びゲート設備におけるバルブ・ゲート等は機械設備工事一般仕様書(日本下水道事業団)によるものとすることができる。
- 注7 口径100mm以下の水中ポンプの塗装基準(塗膜厚)は、維持管理性を考慮し、監督職員の承諾により塗装を変更できる。
- 注8 一軸ねじ式ポンプ内面の塗装基準(塗膜厚)が確保できないところは、機械設備工事一般仕様書(日本下水道事業団)によるものとすることができる。

表 2-4 鋳鉄管塗装基準

記号	工 程	塗 料 名	標準膜厚 (μm)	塗装場所
b b	第 1 層 (下塗)	亜鉛溶射又はジンクリッチペイント	* 1 (20)	工場塗装
	第 2 層 (下塗)	現地塗装のアクリルNAD系艶有塗料に適した合成樹脂塗料	80	工場塗装
	第 3 層 (中塗)	アクリルNAD系艶有塗料	15	現地塗装
	第 4 層 (上塗)	アクリルNAD系艶有塗料	15	現地塗装
c c	第 1 層 (下塗)	亜鉛溶射又はジンクリッチペイント	* 1 (20)	工場塗装
	第 2 層 (下塗)	エポキシ樹脂塗料	50	工場塗装
	第 3 層 (下塗)	エポキシM・I・O塗料	50	工場塗装
	第 4 層 (中塗)	ポリウレタン樹脂塗料	20	現地塗装
	第 5 層 (上塗)	ポリウレタン樹脂塗料	20	現地塗装
d d	第 1 層 (下塗)	亜鉛溶射又はジンクリッチペイント	* 1 (20)	工場塗装
	第 2 層 (下塗)	エポキシ樹脂塗料	50	工場塗装
	第 3 層 (下塗)	エポキシM・I・O塗料	50	工場塗装
	第 4 層 (中塗)	エポキシ樹脂塗料	20	現地塗装
	第 5 層 (上塗)	エポキシ樹脂塗料	20	現地塗装
e e	全層 1 回塗	合成樹脂塗料	* 2 直管 : 100 異形管 : 80	工場塗装

注) * 1 第 1 層の亜鉛系プライマ塗布量は、(亜鉛溶射：130 g/m²、ジンクリッチペイント：150 g/m²)を基準とし、塗膜厚さ20 μm (換算値)とする。

* 2 膜厚は、特異な箇所を除いた平均値が標準膜厚以上であること。

* 3 * 1 及び * 2 以外の膜厚は、計測した平均値が標準膜厚以上であること。また、計測した最低値は標準膜厚の75%以上あること。

表 2-5 標準塗装色

設備名称	機器名称	日本塗料工業会 色 標 番 号	マンセル記号	色 名	備考
機 器 類	沈砂池設備 ポンプ設備 沈殿池設備 反応タンク設備 送風機設備 汚泥濃縮設備 汚泥脱水設備	37-60D	7.5GY6/2	青磁色	
	焼却設備	25-90C	5Y9/1.5	淡黄色	
	煙突類			銀 色	
	電気盤類	25-70B	5Y7/1		
各 種 配 管 類	上水管	69-50T	10B5/10	青 色	
	生汚泥管 返送汚泥管 余剰汚泥管 濃縮汚泥管	15-40H	5YR4/4	暗茶色	
	二次処理水管	72-50L	2.5PB5/6	水 色	
	砂ろ過水管	72-40T	2.5PB4/10	明青色	
	排水管	75-20L	5PB2/6	暗青色	
	污水管	57-50H	7.5BG5/4	青磁色	
	脱離液管	N-10	N-1	黒 色	
	スカム管	19-70F	10YR7/3	明褐色	
	空気管	N-95	N-9.5	白 色	
	潤滑油管	12-50V	2.5YR5/12	晴橙色	
	次亜塩素酸ソーダ管	22-80X	2.5Y8/14	黄 色	
	重油、燃料油、 消火栓用	05-40X	5R4/14	赤 色	
	配管サポート類	37-60D	7.5GY6/2	青磁色	
	文字及び矢印	N-10 o r N-95	N1 o r N9.5	黒又は 白	

付表―1 提出書類一覧表

区分	番号	名称	提出期限	部数	摘要	様式
工事着手時	1	工事着手日通知書 (フレックス工期契約制度適用工事)	契約後 7 日以内	1	一般仕様 112 条	○
	2	工事工程表	契約書による	1	契約書第 3 条	○
	3	主任技術者等選任通知書	契約後 7 日以内	1	契約書第 11 条	適
	4	コリンズ(受注時登録データ)	契約後 10 日以内	1	一般仕様 108 条	―
工事中	5	事故速報	その都度	1	一般仕様 136 条	○
	6	工事事務報告書	その都度	1	一般仕様 136 条	○
	7	下請業者選定通知書	下請契約後 2 週間以内	1	契約書第 7 条	適
	8	主要機器材料製作者通知書	契約後 60 日以内	1	一般仕様 145 条	○
	9	施工計画書	工事着手前又は施工方法が確定した時期	1	一般仕様 105 条	○
	10	実施工程表	工事着手前	1	一般仕様 104 条	―
	11	工事打合せ簿	その都度	1	一般仕様 145 条	○
	12	機器製作進捗月報	毎月末	1	一般仕様 145 条	○
	13	打合せ議事録	その都度	1	一般仕様 145 条	―
	14	機器製作計画書	契約後 60 日以内	1	一般仕様 106 条	○
	15	機器設計製作図書(承諾願)	その都度	1	一般仕様 107 条	○
	16	施工設計図書(承諾願)	その都度	1	一般仕様 107 条	○
	17	仕様変更願	その都度	1	一般仕様 145 条	○
	18	機器材料搬入検査簿	その都度	1	一般仕様 145 条	○
	19	製品(工場)検査願	検査予定日 30 日前	1	一般仕様 124 条	○
	20	検査要領書	検査予定日 30 日前	1	一般仕様 124 条	―
	21	確認・立会依頼書	その都度	1	一般仕様 124 条	○
	22	段階確認報告書	その都度	1	一般仕様 124 条	○

区分	番号	名称	提出期限	部数	摘要	様式
工事中	23	試験成績書	その都度	1	一般仕様 123 条	—
	24	機器・材料保管届	その都度	1	一般仕様 145 条	○
	25	総合試運転実施要領書	その都度	1	一般仕様 145 条	—
	26	総合試運転報告書	その都度	1	一般仕様 145 条	—
	27	コリンズ（内容変更時データ）	変更後 10 日以内	1	一般仕様 108 条	—
その他の他	28	工期延期承認申請書	その都度	1	契約書第 22 条	○
	29	工事中間検査願	検査日の 14 日前	1	一般仕様 127 条	○
	30	工事出来形検査願	検査日の 14 日前	1	契約書第 38 条	○
	31	工事出来形（部分引渡し）通知書	指定部分の完成日	1	契約書第 39 条	○
	32	指定部分工事目的物引渡申出書	指定部分の完成日	1	契約書第 39 条	○
	33	工事完成通知書	工事完成日	1	契約書第 32 条	○
	34	工事目的物引渡申出書	工事完成日	1	契約書第 32 条	○
	35	工事記録写真データ	完成検査日	1	付表－2 参照	—
	36	工事完成図書	工事完成日		付表－2 参照	—
	37	コリンズ（工事完了時データ）	完成後 10 日以内	1	一般仕様 108 条	—
	38	建設業退職金共済証紙購入状況報告書	契約後 1 か月以内	1	一般仕様 149 条	—
	39	工事履行報告書	毎月末	1	契約書第 12 条	○
	40	火災保険等の証書の写し	工事着手 10 日前	1	契約書第 55 条	—
備考 摘要欄の契約書とは、建設工事請負契約書をいう。 様式欄の○印は、別途様式集に含まれることを示す。 様式欄の適とは、千葉県建設工事適正化指導要綱を示す。 部数は標準とし、作成に当たっては監督員と協議のこと。 ※情報共有システム（ASP 方式）を利用する工事では紙での提出は不要とする。						

付表一 2 工事完成図書等内訳表

番号	図書名称	形状・材質	部数
1	工事記録写真データ	CD-R、DVD-R又は紙媒体	1
2	工事完成図書 ・承諾図 （機器、材料、施工図） ・検査試験成績書 ・施工管理記録 ・保証書 ・試運転報告書 ・アフターサービス組織表 ・官公庁等提出書類 ・取扱説明書 ・運転操作に関する説明書 ・予備品等一覧表 ・設備台帳	A 4 判黒表紙金文字製本 （項目、厚さに応じて適当に分冊すること）	2
3	縮小版完成図 ・承諾図 （機器、材料、施工図）	A 4 判見開き簡易製本	2
4	工事完成図書電子データ （上記 2）	CD-R又はDVD-R 電子納品要領に基づく	4

※工事完成図書の内訳は標準であり、作成に当たっては、監督職員と協議すること。

工事着手日通知書

(フレックス工期契約制度適用工事)

年 月 日

様

受 注 者 住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工事着手日を定めましたので通知します。

1 工 事 名	
2 工 事 場 所	
3 契 約 年 月 日	年 月 日
4 工 期	自 至 年 年 月 月 日から 日まで
5 工事着手期限	年 月 日
6 工 事 着 手 日	年 月 日

年 月 日

様

受注者 住所

氏名

工 事 工 程 表

着工年月日

年 月 日

工事名: _____

完成期限

年 月 日

[illegible]

事故速報（第 報）

（受注者記入欄）

受注者記入欄作成者：

A 事故内容	①発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃
	②発生箇所	
	③被害概要	【 】 ※公衆災害：「氏名」「年齢」「被災の程度」等 ※労働災害：「元請・下請」「氏名」「年齢（経験年数）」「被災の程度」等 ※物損事故：「対象物（埋設管等）」「被害の程度（○件断水）」等
	④被害拡大の恐れ	有 ・ 無
B 工事概要	①工事等名	
	②受注者名	
	③事故に関連する下請業者名	(一次・二次・三次・その他)
	④工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	⑤工事等内容	請負金額 円

C 事故発生状況（どのような状況で事故が起きたかわかるように記載）

D 事故発生後の対応状況（時系列で記載）

※事故発生時刻，発注者への連絡時刻は必ず記載する。

※再度の事故を防止するために取った措置等もあれば記載する。

※現時点で把握している状況について記入する。

※現場の状況がわかる図面等（平面図，写真等）についても別途添付する。

※メール・口頭で報告する場合には，A①～B③及び続報の有無，発注者記入欄の情報を記載する。

（発注者記入欄）

※発注機関担当者及び主務課担当者が記入する。

	①所属名 ②担当者職・氏名 ③連絡先
発注機関	
主務課	

技術管理課使用欄：事故 No. _____

事故ランク A B C

年 月 日

様

受注者 住所

氏名

工事事故報告書

事故が発生しましたので、別紙により報告します。

受注者本件責任者 担当者

氏 名

所 属

役 職

連絡先

別紙 事故報告書

A 工 事 内 容	①発生日時	年 月 日 () 時 分頃
	②発生箇所	
	③被害概要	【 】
		※公衆災害:「氏名」「年齢」「被災の程度」等 ※労働災害:「元請・下請」「氏名」「年齢(経験年数)」「被災の程度」等 ※物損事故:「対象物(埋設管等)」「被害の程度(○件断水)」等
B 工 事 概 要	①工事等名	
	②受注者名	
	③事故に関連する 下請業者名	(一次・二次・三次・その他)
	④工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	⑤工事等内容	請負金額 円
事故発生後の経過		
事故発生後の対策		

警察・労働基準監督署等の動向
事故発生原因
事故再発防止策

◎添付書類

【すべての事故で添付必須】

- ☐ 契約書の鑑(写) (契約変更している場合は当初契約書は不要)
- ☐ 事故の状況がわかる資料(位置図, 平面図, 写真, 状況説明図等)
- ☐ 施工計画書等(事故に直接関係ある箇所のみ)の写し
- ☐ 安全打合せ記録(事故発生当日から1週間(7日)程度前までの関係するKYミーティング記録, 安全日誌, 作業指示書等)の写し

【労災の場合は添付】 ※報告時に間に合わない資料については後日提出してください。

- ☐ 【必須】所轄労働基準監督署へ提出した労働者死傷病報告(写)
- ☐ 【必須】診断書(怪我の程度のわかるもの)(写)
- ☐ 【該当あれば】所轄労働基準監督署からの指導票, 是正勧告書, 使用停止命令書等(写)

【下請業者が事故を起こした場合は添付必須】

- ☐ 安全管理体制等がわかる資料(施工体制台帳, 施工体系図, 下請契約書等)

【原因に直接関係する場合のみ添付】

- ☐ 関係資格(関係車両等の資格, 免許等)の写し
- ☐ 安全教育記録(事故発生前の安全教育, 新規入場者教育等の資料)の写し
- ☐ その他原因や再発防止策を説明するための必要資料()

年 月 日

主要機器材料製作者通知書

このことについて下記のとおり通知します。

記

1 主要機器材料製作会社名 下表のとおり

[illegible]

年 月 日

機 器 製 作 進 捗 月 報

様

1 工 事 名

年 月分

受 注 者	
現 場 代 理 人	
製作工程担当者	

工 種	種 別	細 別 (品目)	設 計	材 料	製 作	検 査	備 考

- (注) 1 %で表す。
2 検査欄は合格時100%とする。

年 月 日

様

受注者 住所

氏名

機器材料搬入検査簿

下記機器材料を現場に搬入したので検査をお願いします。

記

1 工 事 名

2 契約年月日 年 月 日

[illegible]

年 月 日

様

受 注 者 住 所

氏 名

製 品（ 工 場 ） 検 査 願

下 記 の と お り 製 品（ 工 場 ） 検 査 を お 願 い し ま す。

記

1 工 事 名

2 契 約 年 月 日 年 月 日

3 機 器 名 及 び 数 量

4 検 査 要 領

5 検 査 希 望 年 月 日 年 月 日

6 検 査 予 定 場 所

年 月 日

様

受注者 住所

氏名

機器・材料保管届

下記機器・材料を現場搬入までの間当社において管理保管いたします。
なお、保管中に生じた減失又は棄損による補償は当社の負担で行ないます。

記

1 工 事 名

2 契約年月日 年 月 日

3 保管・機器材料 下表のとおり

[illegible]

年 月 日

様

受注者 住所

氏名

工期延期承認申請書

年 月 日契約に係る

工事について、

別添理由により工期内完成の見通しがたたなくなったため、下記期日まで工事を延期することを御承認願いたく申請します。

記

年	月	日	から	年	月	日までを
年	月	日	から	年	月	日までに

年 月 日

様

受注者 住所

氏名

工事中間通知書

下記工事について中間検査をお願いします。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 自 年 月 日

至 年 月 日

4 請 負 代 金 額

年 月 日

様

受 注 者 住 所

氏 名

工 事 出 来 形 通 知 書

下 記 工 事 に つ い て 出 来 形 検 査 を お 願 い し ま す 。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 自 年 月 日

至 年 月 日

4 請 負 代 金 額

年 月 日

様

受注者 住所

氏名

工事出来形（部分引渡し）通知書

年 月 日契約に係る下記工事の指定部分は、年 月 日をもって完成したので、これを確認する検査をお願いしたく、建設工事請負契約款第32条第1項の規定により通知します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 請負代金額

4 指 定 部 分

5 工 期 自 年 月 日

至 年 月 日

年 月 日

様

受 注 者 住 所

氏 名

指 定 部 分 工 事 目 的 物 引 渡 申 出 書

下 記 工 事 に つ い て は 、 指 定 部 分 の 完 成 を 確 認 す る 検 査 が 完 了 し た の で 、
当 該 部 分 を 引 渡 し た く 申 し 出 ま す 。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 契 約 年 月 日 年 月 日

4 検 査 年 月 日 年 月 日

5 引 渡 年 月 日 年 月 日

6 関 係 書 類 （ 引 継 書 類 ）

年 月 日

様

受注者 住所

氏名

工事完成通知書

年 月 日契約に係る下記工事は、年 月 日をもって完成したので、これを確認する検査をお願いしたく、建設工事請負契約約款第32条第1項の規定により通知します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 請負代金額

4 工期 自 年 月 日

至 年 月 日

年 月 日

様

受 注 者 住 所

氏 名

工 事 目 的 物 引 渡 申 出 書

下 記 工 事 に つ い て は 、 建 設 工 事 請 負 契 約 約 款 第 3 2 条 第 2 項 の 規 定 に
よ る 工 事 の 完 成 を 確 認 す る 検 査 が 完 了 し た の で 、 引 渡 し た く 申 し 出 ま す 。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 契 約 年 月 日 年 月 日

4 検 査 年 月 日 年 月 日

5 引 渡 年 月 日 年 月 日

6 関 係 書 類 (引 継 書 類)

工事打合せ簿

[illegible]

総括 監督員	主任 監督員	監督員
(Blank)	(Blank)	(Blank)

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技術者

工事履行報告書

[illegible]

総括 監督員	主 任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

確認 ・ 立会依頼書

主 任 監督員		監督員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

確認 ・ 立会事項

工事名

年月日：

下記について 確 認 ・ 立 会 されたく提出します。

記

工 種		
場 所		
資 料		
希 望 日 時		時

確 認 立 会 員		
実 施 日 時		時
記 事		